

医療法人社団仁鷹会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1.計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2.内容

目標1：計画期間内に男性の「配偶者出産休暇」、「育児休業又は看護休暇」の取得者を1名以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 男性、女性ともに育児（子が3歳に到達するまで）を必要とする職員の調査
- 令和2年10月～ 出産休暇、育児休業等の制度の概要が分かる冊子を作成し、希望する職員に配布

以下、前回の一般事業主行動計画

1.計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2.内容

目標1：計画期間内に男性の育児休業又は看護休暇の取得者を1名以上とする。

<対策>

- 平成27年4月～ 育児休業対象者の調査、育休業取得者の声を聴取
- 平成27年8月～ 職員全員を対象とした、制度に関する研修及び育児休業取得者の声を盛り込んだ法人内広報誌を作成し職員への周知

前回の一般事業主行動計画の実績報告

育児休業取得者	26名	(女性26名)
看護休暇取得者	6名	(女性6名)
慶弔休暇(配偶者の出産)	1名	(男性1名)